

栃木市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定に係る申請者の要件)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請を行うことができる者は、法人とする。

(指定の有効期間)

第3条 指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

(指定の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による申請を却下するものとする。

- (1) 事業者を指定することにより、栃木市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超えることとして認めるとき。
- (2) 申請者が、別に定める事業の人員、設備及び運営に関する基準等に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項に定める事項に変更があったときは、その日から10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定変更届出書（別記様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日から1月前までに、介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

3 前項の届出書を提出した事業者が休止した事業を再開するときは、再開する日の1月前までに、介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 指定事業者は、前項の届出書を提出したときは、当該届出の日の前1月以内に当該総合事業に係るサービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者又は介護予防支援事業所その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の更新の申請)

第7条 法第115条の45の6の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（別記様式第6号）により行うものとする。

（更新の決定等）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新（却下）通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（指定の取消し等）

第9条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消したとき、又は指定の全部又は一部の効力を停止したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消（停止）通知書（別記様式第8号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（事業者情報の提供）

第10条 市長は、指定事業者について、指定し、若しくは指定の更新をし、又は法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて行う指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、栃木県知事、栃木県国民健康保険団体連合会その他市長が必要と認める者に対して、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 事業所の名称及び所在地

- (3) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (4) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (5) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間）
- (6) 運営規程
- (7) その他市長が必要と認める事項
(補則)

第 1 1 条 この告示に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

別記様式第2号（第5条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（却下）通知書

年 月 日

様

栃木市長



月 日付けで申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定については、次のとおり決定したので、栃木市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 決定事項 指定 却下

2 指定の内容

申請者名称	
代表者氏名	
事業所名称	
事業所所在地	
介護保険事業者番号	
指定年月日	
事業の種類	
指定有効期間満了日	
特記事項	

3 却下の理由

--

（教示）

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は栃木市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号（第6条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

届出者	所在地										
	名称										
	代表者氏名	㊟									
指定内容を変更した事業所		所在地									
		名称									
介護保険事業所番号											
事業（サービス）の種類											
変更年月日		年 月 日									
変更があった事項		変更の内容									
1	事業所の名称	(変更前)									
2	事業所の所在地										
3	申請者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、住所及び職名										
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に関するものに限る。）										
7	事業所の建物の構造、専用区画等	(変更後)									
8	事業所の管理者の氏名及び住所										
9	サービス提供責任者の氏名及び住所										
10	生活相談員の変更（生活相談員を新たに配置する場合のみ）										
11	運営規程										

- 備考 1 該当項目番号に○印を付けてください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

別記様式第4号（第6条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業廃止（休止）届出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

次のとおり事業を廃止（休止）するので、届け出ます。

届出者	所在地								
	名称								
	代表者氏名	㊟							
廃止（休止）しようとする事業所		所在地							
		名称							
介護保険事業所番号									
廃止（休止）しようとする事業（サービス）の種類									
廃止・休止の別		廃止・休止							
廃止（休止）年月日		年 月 日							
廃止（休止）する理由									
現に事業に係るサービス又は支援を受けている者に対する措置									
休止（予定）期間		年 月 日から 年 月 日まで							

別記様式第5号（第6条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

次のとおり事業を再開するので、届け出ます。

届出者	所在地								
	名称								
	代表者氏名	㊟							
再開しようとする事業所		所在地							
		名称							
介護保険事業所番号									
再開しようとする事業（サービス）の種類									
再開年月日		年 月 日							
再開する理由									

備考

- 1 事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 第1号事業支給費算定に係る体制等が休止前と異なる場合は、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表を提出してください。

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新（却下）通知書

年 月 日

様

栃木市長



月 日付けで申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の更新については、次のとおり決定したので、栃木市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 決定事項 指定 却下

2 指定の内容

申請者名称	
代表者氏名	
事業所名称	
事業所所在地	
介護保険事業者番号	
指定年月日	
事業の種類	
指定有効期間満了日	
特記事項	

3 却下の理由

--

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は栃木市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第8号（第9条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消（停止）通知書

年 月 日

様

栃木市長



介護保険法第115条の45の9の規定により、次のとおり取消し（停止）をしたので通知します。

申請者名称	
代表者氏名	
事業所名称	
事業所所在地	
介護保険事業所番号	
指定又は指定更新年月日	年 月 日
介護保険事業者番号	
事業の種類	
取消し・停止の別	取消・停止
指定取消年月日	年 月 日
指定の効力を停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定取消（停止）の理由	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は栃木市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。